

## 避難指示解除準備区域内での活動について

平成24年5月9日  
原子力被災者生活支援チーム

避難指示解除準備区域（以下「本区域」という。）については、住民が安全・安心に生活できる環境を整備するため、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など、日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスの復旧を迅速に実施し、住民の帰還を目指すこととされている。

本区域の設定趣旨を踏まえれば、インフラや生活関連サービスの復旧・整備事業は過度に制限すべきでなく、当該事業に付随する業務や当該事業の実施に不可欠な業務についても、その活動を柔軟に認めるべきである。

一方、本区域においては未だインフラなどの復旧が万全でなく、避難指示が継続され居住が引き続き制限されていることを踏まえ、主として住民の帰還後に必要とされる居住者を対象とする事業については、原則として再開のための準備に限るものとする。

上記観点から、本区域内における活動の可否は下記のとおりとする。

### 1. 区域内でできる活動

(1) 主要道路における通過交通

(2) 住民の一時帰宅

※自宅などの片付け、補修作業など。

(3) 公益を目的とした立入り（注1）

※除染、公的インフラの災害復旧（電気、ガス、水道、通信など）、防災・防犯などを目的とした立入り（見回り）など。

(4) 復旧・復興に不可欠な事業の再開（注1）

※警察、消防、金融機関（郵便局・農協の金融サービスを含む。）、ガソリンスタンドなど。

(5) 居住者を対象としない事業の再開

※製造業など。

(6) 営農・営林の再開（注1）（注2）

(7) 上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入り（注1）

※復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、廃棄物処理、自宅等の修繕工事など。

(8) その他市町村長が復旧・復興に不可欠だと認める事業の再開

※一時帰宅者や復旧・復興作業に携わる事業者などを対象とした事業  
(小

規模小売店、食堂、診療所(入院を除く。)など)については、防災・防犯などに留意することを前提に、市町村長の判断のもとで事業再開が可能。

## 2. 区域内でできない活動

### 本区域内での宿泊

居住者を対象とする事業の再開(ただし、1.(8)に該当するものを除く。)

※病院、福祉・介護施設、飲食業、小売業、サービス業などについては、施設の新築や補修、資機材の搬入、在庫管理など、事業再開に向けた準備作業のみ可能。

### 本区域外からの集客を主とする事業の再開

※宿泊業、観光業など。

注1 区域内において、放射性物質の除染等作業及び廃棄物の処理などを実施する事業者については、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)などが適用される。なお、生活基盤の復旧作業を実施する事業者は、除染類似作業(汚染された土壌や廃棄物などを取り扱う作業)や、その準備作業(測量)を実施する場合、厚生労働省の「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」のうち、線量管理などの必要な事項を実施する必要がある。

注2 同区域内における営農・営林については、稲の作付け制限など、国の指示を守るとともに、除染の動向にも留意すること。

以上